

済生会富山訪問看護ステーション
身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。済生会富山訪問看護ステーション（以下当ステーション）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

【身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為】

- (1) 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすケーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2. 身体拘束等の適正化に向けての基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止とする。

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3つの要件を全て満たす必要がある。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

また、この3要件を満たし、身体拘束を行う場合においては、以下の手続きをとる

- (1)身体拘束適正化委員会において検討し、個別支援計画を記載する
- (2)本人・家族への十分な説明を行い、同意（同意書）を得る
- (3)行政（地域包括支援センター、富山市長寿福祉課等）への相談・報告を行う

- (4)緊急やむを得ない理由を記録する
- (5)十分な観察を行い、その状況についての経過記録を行う
- (6)ケアカンファレンスにてその行う処遇の質の評価及びを行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力し、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する

3) 身体拘束を必要としないケアの実現を目指す

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①身体拘束を必要とする要因を探り、その要因を改善する
 - ・利用者への関わり方や、環境に課題がないか見直す
- ②基本的なケア（起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する）を徹底する
- ③家族への支援体制を構築する
- ③身体拘束せざるを得ない場合についても、常に代替的な方法を検討する
- ④本人・家族、ケアマネジャー等すべての関係者で、事故防止策や対応方針を話し合う

3. 身体拘束適正化委員会に関する事項

- 1) 身体拘束の適正化に向けた取り組みをすることを目的に、「身体拘束適正化委員会」を設置する
- 2) 身体拘束適正化委員会の委員は、虐待防止委員会と兼務でもよい
- 3) 身体拘束適正化委員会は、定期的(最低年1回以上)に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る
- 4) 身体拘束が必要な状況となった場合、随時、身体拘束適正化委員会を開催する
- 5) 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化対策を検討し、その結果を職員に周知徹底していく
- 6) 身体拘束適正化委員会の記録は保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする

<議事録には以下の内容を記載する>

- ・開催日時、参加者、議題、議事概要等
- ・(身体拘束を行っている利用者がある場合) その人数や3つの要件の確認とその判断理由、解除の是非等
- ・(身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合) 切迫性の確認とその判断理由、非代替性の確認とその判断理由(代替案の列举)、一時性の確認とその判断理由等
- ・(緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合) 本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修について

利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発するために、研修を実施する。

- ① 身体拘束等の適正化のための研修を定期的(少なくとも年1回以上)に実施する
- ② 新任者には、必ず身体拘束等の適正化の研修の実施する
- ③ 研修の実施内容を記録する

5. 身体拘束等の適正化に関する指針の閲覧について

この指針は当ステーションに書面として備え置き、利用者またはご家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。

付則

この指針は、2025 年 3 月 31 日より施行する